

## 第2節 知的財産高等裁判所の設置

### 1. 裁判管轄の整理等

1996年の民事訴訟法の改正（平成8年法律第109号）では、知的財産紛争に対する処理体制を強化するため、特許権・実用新案権等に関する訴えについては、従来の管轄裁判所に加え、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起することを可能にした（特許権等に関する訴えの競合管轄化）。

さらに、2003年の民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成15年法律第108号）では、特許権、実用新案権等の侵害訴訟の第一審については東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の管轄に専属させ（特許権等に関する訴えの専属管轄化）、控訴審を東京高等裁判所の管轄に専属させた（特許権等に関する訴えに係る控訴の専属管轄化）。そして、意匠権、商標権、著作権等に関する訴えについては、従来の管轄裁判所に加え、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起することを可能にした（意匠権等に関する訴えの競合管轄化）。また、特許権等に関する侵害訴訟、並びに特許権及び実用新案権に関する審決取消訴訟について、東京地方裁判所、大阪地方裁判所及び東京高等裁判所において5人の裁判官による合議体で審理をすることを可能とした（特許権等に関する訴訟における合議体の特例）ほか、専門的知見を要する事件の審理に当たり、専門委員を争点整理、証拠調べ及び和解等の手続関与させることを可能とした（専門委員制度の創設）。

### 2. 知的財産高等裁判所の設置

1999年から行われた司法制度改革の流れを受け、知的財産に関する裁判事件についての一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う知的財産高等裁判所の設置のための事項を定めた「知的財産高等裁判所設置法」（平成16年法律第119号）が成立し、これにより、東京高等裁判所に、特別の支部として知的財産高等裁判所が設置された。知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱うものとした。

なお、「知的財産高等裁判所設置法」に併せて、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、侵害行為の立証の容易化と営業秘密の保護、特許侵害訴訟と無効審判の関係の整理などの措置を盛り込んだ「裁判所法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第120号）も成立した。